

さらべつ議会

平成30年11月10日 発行／更別村議会 編集／議会運営委員会

166



産業文教常任委員会調査

8月28日産業文教常任委員会を開催し、所管事務調査を行いました。農作物の生育状況について説明を受けた後、現地調査を行いました。

議会日誌

.....

14

国、道に対して意見書を提出
しました

意見書を提出

.....

13

委員会レポート

.....

12

6人の議員が7項目について
質問

一般質問

.....

4

審議結果

.....

3

第3回定例会

.....

2

歳入70億3397万4千円
歳出68億5374万7千円
平成29年度6会計決算を認定

歳入70億3397万4千円 歳出68億5374万7千円

第3回定例会

平成29年度 6 会計決算を認定

第3回定例会は、9月11日から19日までの9日間の会期で行われました。

開会日の11日は、報告、専決処分の承認2件、人事案件2件、一般会計ほか3特別会計補正予算、一般会計ほか5特別会計決算の認定について審議されました。

12日・13日は引き続き各会計決算認定、一般会計補正予算が審議されました。

最終日の18日は、意見書案4件が審議されました。また、6人の議員が7項目について一般質問を行い、理事者の見解を質しました。

提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を1日残り、閉会しました。また、本定例会よりインターネットを介した議会中継が実施されました。

報告

▼平成29年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告

平成29年度の決算について、健全段階と判定された旨の内容が議会に対して報告されました。

任命同意

▼教育委員会委員の任命同意
教育委員の任期満了に伴い次の方の任命に同意しました。
上更別区 本間 靖人氏

諮問

▼人権擁護委員の推薦

人権擁護委員として、次の方の推薦につき意見を求められ同意しました。

花園町 及川 末雄氏

専決処分の承認

▼一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認

更別村火葬場の火葬炉が故障したため、早急に修繕を行う必要があるため、専決処分により緊急に予算を補正したことから、議会の承認を求めます。

▼一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認

9月6日に発生した北海道胆振東部地震に伴う停電による災害復旧対応を早急に行う必要があるため、専決処分により緊急に予算を補正したことから、議会の承認を求めます。

補正予算

▼一般会計補正予算(第5号)

主には、財政調整基金積立金、畑作構造転換事業助成金の増額で、7千757万8千円の追加補正を行い、総額46億6千414万9千円となるものです。

▼国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

主には、財政調整基金積立金、過年度過誤納還付金の増額で、1千115万3千円の追加補正を行い、総額5億5千214万2千円となるものです。

▼介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

主には、過年度過誤納還付

金の増額で、891万2千円の追加補正を行い、総額3億5千115万円となるものです。

「サービス事業勘定」

主には、包括的支援等事業の増額で、12万4千円の追加補正を行い、総額171万9千円となるものです。

▼公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

主には、個別排水処理施設設置工事費の増額で、1千823万1千円の追加補正を行い、総額2億9千850万4千円となるものです。

▼一般会計補正予算(第6号)

主には、災害相互応援事業の増額で、21万5千円の追加補正を行い、総額46億6千436万4千円となるものです。

決算認定

▼平成29年度一般会計歳入歳出決算認定

▼平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

▼平成29年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

▼平成29年度介護保険事業特

一般質問

6人の議員が
7項目について質問

一般質問とは、議員個人が村の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を村長などに求め、村が村民のための適切な村政運営を進めているかを議員がチェックするものです。質問は、議案とは関係なく村政全般について認められます。更別村議会では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用し、議員はその内容に添って質問します。また、質問の方式は、一問一答方式で、1項目ごとに質問と答弁を行います。質問時間は質問と答弁を合わせて1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。できるだけ多くの方に傍聴していただきたいので、一般質問はなるべくナイター議会で行うようにしています。

ページ	質問事項	質問議員
5	コミュニティスクールの導入の検討と並行して小中一貫教育の取組について	村瀬 泰伸
6	更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略から期待される施策について	安村 敏博
7	移住・定住化対策の推進について	上田 幸彦
8	バイオガスプラントの取り組みについて	織田 忠司
9	熱中小学校事業の継続運営に向けて	太田 綱基
10	コミュニティスクールについて	高木 修一
11	健康増進法改正による対応について	

コミュニティ・スクールの導入の検討と並行して小中一貫教育の取組みについて

教育長
——コミュニティ・スクール委員会での9年間を通じた教育課程の編成を協議する



村瀬議員

村瀬議員 中教審では、新しい義務教育を創造するその姿が示され、教育基本法が改訂され、学習指導要領においても、学校段階間の連携を促進する為の工夫が講じられました。

村においては、幼・小・中連携教育を実践し高い評価を得ているところですが、教育行政執行方針に、地域とともにある学校を目指す仕組み「コミュニティ・スクール」の導入に向け検討しているが、教職員の働き方改革が色濃く見受けられる。全ては子ども達の為に、更別村の目指す子ども達に、小・中学校の義務教育9年間をどの様に進めるのかを問うものです。

①コミュニティ・スクール

の導入にあたり「更別村の目指す子ども達」はどの様な子ども達か。現在行われている連携教育の先に小中一貫教育があるので、コミュニティ・

スクールの導入と並行して小中一貫教育を取組む考えはないか。コミュニティ・スクールの効果がより期待出来る。

義務教育9年間の一環を形成する学校として学習指導や生活指導において互いに協力し責任を共有し目的を達成するとして、一貫教育は効果的としている。そこで問うものです。

②小学校の英語の教科化による英語のコミュニケーション能力の一貫性。小学3・4年生から始まるといわれる算数のつまづき解消や、更なる学力の高めを目指す。また、中1ギャップといわれる生活指導面においても効果的と考えるが、現状の不登校・長期欠席者は何名か。

更別村の子ども達の多くが

村外へ出ていかねばならない現状において、郷土愛を育む教育は、教育長がいう「ふるさと教育」ではないかと理解をして、問うものです。

③義務教育9年間を通し具体的実践教育として、一貫教育の特別教科の導入をする機会と考える。例として「食・農教育と器楽の弾ける情操教育」を導入し郷土を愛する教育としては。

小・中一貫教育と直接繋がらないが「ふるさと教育」の実践教育として問います。

④更別の秋祭りが平日に催しされる時は、通常授業を短縮して子ども達がお祭りに参加し、大人と一緒に人・街が繋がりに、思い出深い郷土愛を育む教育に最も有効と考えます。

教育長は再任され、小・中学校の設置者として更別村の子ども達の目指すものは、郷土愛の育む教育は「全ては子ども達の為」の「コミュニティ・

スクールでなければ意味を成しません。

小・中学校の義務教育9年間の一環を形成する学校の在り方、その具体的な実践教育としての小・中一貫教育について問うものです。教育長の考えをお伺いします。

教育長 ご質問の1点目ですが、本村では、平成6年に制定した「更別村教育目標」において、目指す「村民像」を定めております。

更別村の子どもたちが未来の作り手となるため、家庭・地域・学校が連携して課題や目標を共有し、地域と共にある学校づくりをするコミュニティ・スクールの導入を契機に、改めて「更別村の目指す子どもたちの育成」に努めてまいりたいと思います。

また、「並行して小中一貫教育を取り組む考えはないか」については、本村では「学習規律の統一」など他で行われている一貫教育と同様な連携事業を進めており、来年度に設置の構想がある更別村コミュニティ・スクール委員会にて「9年間を通じた教育課程

の編成」について、今後協議を進めたいと思います。

ご質問の2点目については、教科化に伴う移行措置の授業が行われており、これに合わせて、新たに英語に精通した指導助手を配置してスムーズに中学校に引き継がれる体制を確立したいと思えます。

次に、「算数のつまづき解消や、更なる学力の高めを目指す。」につきましては、道から配置される特別支援学級教員の他に、村独自で支援員を配置し、学力向上については、個に応じた指導の充実を図り、子どもたちが授業についていけるよう配慮しています。

不登校・長期欠席者については、不登校傾向にある者が小中学校合わせて数名います。3点目の、新たな特別教科の導入については、コミュニティ・スクールの活動の一つでもある、学校の応援団の中で、地域が補う方法で検討したいと思えます。

4点目については、各小学校ではお祭りに配慮しており、地域においても思い出に残るふるさと教育の推進にご理解を求めたいと思っております。

更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略から期待される施策について

長——新たな人の流れを生み出す施策の取組みに努める



安村議員

安村議員 更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定から

3年半を経過、残すところ1年弱となり、それぞれの課題解決に向けた目標達成進捗が気になるところであります。

本戦略は、国が地方創生戦略として示した政策5原則を柱とし、市町村が自ら知恵を絞った政策立案に対し「新型交付税支援制度」を積極的に活用できる仕組みであり、年々地方交付税が減少する中、まさに地方創生、活性化に対する行政手腕が試される政策と言え、地域再生を目指す絶好の機会であると捉える事が出来ます。

村創生総合戦略においての基本目標において、優先すべ

き課題事項の整理とともに土台となるべき大枠をしっかりと構築し、これからの村づくりの形を示す事も重要施策の一つと考えます。益して、第6期更別村総合計画との関連性もある事から、創生総合戦略で見据えた諸対策の在り方が問われるものと考えます。

村の政策戦略の本質は人口減少抑制対策であり、まさしく全国市町村が抱える最大共通課題でもあります。村創生総合戦略で「まち・ひと・しごと」の基本構想実現への成果が問われる現状を踏まえ、その為の特別交付税措置も担保され、戦略における対策について一定の成果に向けた形が見えて来るはずですが、本戦略をもつての平成30年度執行推進経過を見ますと、何か進めるべき創生戦略に違和感があります。第6期更別村総合計画「住みたい 住み続けたいまち」をスローガンと運動させるとするならば、

村民の豊かさや安心が根底になければ計画達成の道筋は厳しいと思います。「まち・ひと・しごと」戦略に対する村長の考えにつき質問致します。

①人口減少抑制のための諸施策が提唱されているが、その計画に対する現状について課題も踏まえ説明を願いたい。

②雇用の創出の取組についての現状実態と実績。並びに新たな特産品開発の仕組みづくりと、販路拡大の諸対策について説明願いたい。

③地方創生戦略は住民との一体性に基つき、地域のあるべき姿を考え対策を講ずる事が期待されると思うが、地域の連携・協力体制についての見解を求めたい。

村長 ご質問の一点目についてですが、現在、登録している施策は46項目で、その内、80%となる37の事業については、平成29年度末までに実施済み、あるいは実施中に

より平成30年度も継続して取り組んでいます。また、本年度から取り組んでいる事業としては更別版ハローワークの設置など5つの事業です。

残る4つの事業は検討中ではありますが、今後の事業化と効果的な実施に向けて、引き続き検討してまいります。

重要業績評価指標(KPI)の達成状況については、4分野の中から、17項目の施策についてKPIを設定しており、途中経過ではありますが7項目について目標数値に到達しているという状況です。残る数値目標についても、達成に向けて努力してまいります。

一方、課題としましては、人口減少の抑制に十分な歯止めがかかっていないことであり、基本目標2で掲げております、5年間で「転入者数を80人増加」、「転出者数を50人減少」とする数値目標について、達成が難しい状況です。

これについては、ここ数年の大型事業等による「交流人口・関係人口」といった新たな人の流れが生まれており、そのような流れを定着させるとともに、移住・定住関連施

策との効果的な連携など、人口の社会増につながるよう、努力してまいります。

次に2点目の雇用の創出に關しましては、ふるさと創生基金事業の活用により、3つの事業所が開設されました。4月には障がい者の就労支援事業所も設立されています。企業誘致の取組み等では、地域創造複合施設において、2つの事業所が入居するなど、新たな就業の場が創出されてきております。

新たな特産品開発につきましては、平成28年度に、地方創生加速化交付金事業により更別農業高校とエア・ウォーターの特産品共同開発事業を行いました。

3点目については、まちづくりに関して将来のあるべき姿を共有し、自らも行動することにより将来の地域活動を担う人材も育まれるものと考えており、今後もご意見を聴く、そしてともに汗を流し、実りのある取組とし次の世代に引き継がれる、そのような機会を増やしてまいりたいと考えております。

移住・定住化対策の推進について

長——市街地の村有地に小規模な団地造成を検討している



上田議員

上田議員 更別市街地における住宅団地の造成と定住化促進住宅の整備など、移住・定住化対策の推進について質問します。

以前にも市街地や郊外型の団地造成と定住化促進住宅の必要性で、大規模な魅力ある団地造成の考えと新たな定住化促進住宅の建設について質問したところですが、その時の答弁では、団地造成については、市街地村有地を活用した小規模の分譲を行っていきたい。また、定住化促進住宅の建設は、2戸ある現施設を可能な限り利用し、定住に結び付く制度の検討を進めたいとのことでした。

本村の住民基本台帳の人口

は、今年の3月31日現在で3,213人、5年前の平成25年と比較すると186人減。これは、毎年、約40人減っていることになり、このままだと3,000人を割るのも時間の問題で、何としても人口減少に歯止めをかける対策が必要だと、私は思っています。

本村には、子育てのための認定こども園、保育所や幼稚園も設置されているほか、大型農業を中心とした経済活動や医療、福祉、介護なども充実されており、位置的にも空港まで15分、飛行機を利用すると都心まで2時間、帯広までは車で30分という立地条件にも恵まれているなど環境的には、非常に可能性のある地域だと思っています。

住宅団地の造成や多くの人に更別を知ってもらうための定住化促進住宅の整備は、第6期総合計画のテーマにもある「住みたい、住み続けたいまち」を着実に推進するため

にも必要なことだと考えていることから、次の点について質問します。

1. 一昨年、整備した緑町団地の5戸分が今年、売却となり、現在、コム二団地の2戸のみとなっている。早急に新たな団地造成が必要かどうか、その予定はあるのか。
2. ずずらん団地にある商業用宅地について、今だに買い手がついていません。用途を変更し一般宅地として売却できないか。
3. 更別市街地にある定住化促進住宅は、お試し住宅を含めて2戸しかなく、全国に向かって更別をPRするためとしては、あまりにも消極的だと思えます。今後、増設する考えはないのか。

以上、3点について西山村長の考えをお聞きします。

村長

本村の人口減少に つきましては、平成27年度に策定した総合戦略における各

種施策の実行により、総合的に対策を実施しているところでございます。一方で、本村の人口の推移をみますと、近年、減少傾向に十分な歯止めがかかっていないものと認識しており、非常に危機感をもっているところでございます。

さてご質問の1点目につきまして、早急な整備が必要と考えております。現在のところ、更別市街地の村有地に小規模な造成を検討中でありますが、周辺環境や諸条件について調整が必要なことから、具体的な場所については差し控えさせていただきます。

一方、更別幼稚園前分譲地は3年間で完売しており、公営住宅・民間賃貸住宅に空きが少ない状況、さらには交流人口・関係人口の拡大に向けた取り組みにより本村への移住相談についても、増加の傾向となっております。

このような流れから、一定程度の分譲地が必要であると認識しており、子育て世代の住み替えやUターン、あるいは本村への移住に関心を持つ方などのニーズに対応できるよう、候補地の検討を進めて

まいりたいと考えております。次に2点目の質問について、当該地につきましては、平成17年度に販売を開始しています。これまで2件の店舗兼住宅と1件の賃貸住宅が建設され、残る分譲面積は1,236・1㎡となっております。

ご指摘のとおり、当該地は販売開始から既に13年が経過しています。完売に向けた方針を検討する必要があることから、一般宅地としての売却も有効な選択肢ととらえ、前向きに検討してまいりたいと存じます。

3点目の質問について、定住化促進住宅につきましては、現在更別市街地に2棟、農村部には昨年度改修工事を行いました昭和区の住宅が1棟、計3棟となっております。

移住定住対策の強化として、お試し暮らし体験も含めた定住化促進住宅の増設を検討してまいります。検討に際しては、更別市街地において今後増加が見込まれる空き家の有効活用を視野に入れた、効果的な移住定住対策となるよう進めたいと考えております。

バイオガスプラントの取り組みについて

長——エネルギーとしての地域還元の可能性について調査研究を行いたい



織田議員

織田議員 農業が根幹産業である本村において、特に酪農・畜産を振興する観点からも、

家畜の糞尿を適切に処理することは重要な課題であります。

その対策の一つとしてバイオガスを有効に活用した糞尿による悪臭・環境汚染などの環境改善と環境に負荷の少ない循環型農業の確立があると思います。

すでに管内にはバイオガスプラントが33施設あり、このうち27施設が売電までしています。又、新たに12市町村13施設で建設が予定されています。本村においても、バイオガスプラント検討部会で検討を重ねていましたが、ここに来て、売電先の北電に送電線

の容量がないために、7月に入ってから売電審査も止まってしまい、部会も一旦休止状態になっています。

今後、本村の畜産を振興し、循環型農業を目指すためにもバイオガスプラントの検討を進めていくのか、それとも他の方法も含めて検討するのか、村長の考えをお伺いいたします。

村長 本村における家畜排せつ物の処理については、

「北海道家畜排せつ物利用促進計画」を踏まえて策定した「市町村家畜排せつ物利用促進計画」に基づき家畜排せつ物の利用促進に努めており、

計画策定年である平成28年度における利用状況は、73%が自家草地等への散布、27%が耕種農家や堆肥処理施設への提供となっており、ほぼ全量が農地へ還元されております。

しかしながら、後継者不足などから酪農家が減少する一方、搾乳ロボットの導入など

による規模拡大を志向する酪農家も増えている中で、搾乳牛の増頭に比例して増加する家畜排せつ物の処理は重要な課題であり、本村農業のクリーンなイメージを高めるためにも環境に配慮した適切な処理が必要と考えております。

ご質問にありますバイオガスプラントの取り組みにつきましまして、家畜排せつ物の適正処理方法の一つとして、管内でも整備が進められているところであり、本村においても「更別村地域新エネルギービジョン」において検討した経過がございます。当時の分析では、本村の経営規模では、

個別型の導入は収支上困難であり、民間との連携による共同型・集中型について、中長期的に検討を行うとしておりましたが、具体的な対策には至っておりません。

こうした中で、国が進めている再生エネルギーの利用促進は、電力買取制度の定着に

伴い、急速に整備が進み、管内においても売電を組み入れたバイオガスの取り組みが増加してきたことから、本村におけるバイオガスプラント整備の可能性について、検討を進めることとし、本年4月の更別村農業経営生産対策推進会議総会において、バイオガスプラント検討部会の設置を行ったところでです。

この間、検討部会において、生産者を交えての会議や先進地視察を行い、共同・集中型のプラント整備に必要な課題の洗い出し等を行ってきたところですが、8月に北海道電力から送電線の空き容量がなくなり、増強工事等の対策の目処も立っていないことから、50kw以上の高圧電力の買取が出来なくなったとの説明を受けたところでです。

このため、部会での検討を始めたばかりではありますが、プラントの運営には売電が重要な要素となることから、部会での検討を一時休止する旨、検討に参加いただいた生産者の方々に説明させていただいたところでは、

北海道電力の説明によれば、送電線の増強工事には、工期で10～15年、事業費580億円と試算されており、新規の発電施設については、事実上10年以上に亘り送電が出来ない状況となっています。

全国の電力会社においても同様の課題が生じており、今後、国での検討も進むものと思われませんが、家畜排せつ物処理対策は、重要な課題であることから、国の動向を注視しつつ、本村独自の対策について調査研究を進める必要があると考えております。

家畜排せつ物の処理方法としては、バイオガス以外にも堆肥化施設などの整備が考えられますが、いずれにしても整備コストや運営コストの課題が生ずることから、生産者のみならず他産業との連携による仕組みづくりが有効であると考えております。

本村には大規模な太陽光発電を行なう事業者もおられることから、まずはエネルギーとしての地域還元の可能性について調査研究を行いたいと考えております。

熱中小学校事業の継続運営に向けて

長—村民の参加と理解が広がるよう取組みを進める



太田議員

太田議員 熱中小学校事業への助成が残り二年半となり、更別村になくはならない場所となるため奮闘している事と思いますが、二年半後の継続運営に向けて写真真はどのように描いているのでしょうか。

熱中食堂に関しては、金曜日はディナーのみ、土曜日、日曜日はランチとディナー、月曜日はランチのみの営業となっておりですが、店舗を持ちながら数日の営業、そしてランチ時間のみ又はディナー時間のみの営業では自立に向けても不十分と感ずします。ゲストハウスの運営上の事とも関連しますし、週六日の営業をし、賑わいを持たせて

いかなければならないと思いますがどのような考えをお持ちでしょうか。

マルシェに関しても全国の熱中小学校の繋がりを活かして関係する自治体の特産品を販売しあえばインターネット販売やふるさと納税においてもお互いにメリットであると思えますし、この辺りでは買えないような品物や確かな品物を熱中マルシェで直接購入できることは、訪れてみたくなる環境づくりになると思えますが村はどのように熱中開拓機構と関わり、継続運営を促す事をお考えでしょうか。

また、村民が熱中小学校事業に関心を持ち、応援していただける事業にならなくては、更別村になくはならないものになっていけません。現在、一部かもしれないが住民一体と言うよりは身内の集まりで盛り上がっている、という住民感覚を変化させるべく、気軽に足を運んで頂く努力、

イベントなど気軽に参加できるように企画を進めていくべきだし、村内祭事行事には積極的に参加し、住民と触れ合い親しまれる熱中開拓機構になっていく必要があると考えております。

そのためにも、熱中小学校での懇親の場となるような企画には村民の参加を促す発信と宣伝が重要だと思えますし、熱中小学校事業で何をやっていてどんなイベントがあるのかというスケジュールなどの発信や宣伝にも工夫を凝らして取り組んでいかなければならないと感じますが村長の見解をお伺い致します。

村長 熱中小学校事業の継続運営につきましては、国からの交付金終了後の事業の継続を目指し、昨年度、地域創造複合施設として食堂や宿泊施設などの整備を進めてまいりました。

施設の管理運営については、

議会のご承認をいただき、一般社団法人北海道熱中開拓機構を指定管理者として、熱中小学校事業と併せて施設運営を行っております。

熱中開拓機構には、食堂など収益的施設を計画的に運営し、安定した収益を生み出すことにより、交付金終了後の財源とするよう指導しています。現在は収益の柱となる食堂の安定運営を優先させている状況であり、ある程度収益の見通しをたてた後に、人員の確保や施設運営、未実施事業の拡大に展開しようという段階と認識しております。

今後、あまり時間はない中ですが、事業と施設の効果的な活用により、収益の安定化を目指すよう熱中開拓機構と協議してまいります。

また、熱中小学校自体の運営につきましても、授業運営の効率化や経費の節減、講師選定の見直しなどにより、予算規模の縮小に向けて、機構と検討を進めてまいります。これには、例えば生徒の方にも運営に協力していただくなど、自発的な取組も必要と考えております。

そして議員のご指摘にもあります、事業の継続に最も大切なことは、村民の皆さんにご理解いただける、村民に応援していただける熱中小学校であることです。

村としましては、授業における村民限定オープンスクールの開催や、広報さらべつでの定期的な記事掲載などにより、情報の発信と拡大に努めており、例えばスタジオ施設の体験会を企画するなど、足を運んでいただく機会の充実にも努めてまいります。

機構においては、これまで熱中小学校と更別村に関する対外的な情報発信を頻繁に行っており、村の認知度の向上につながったものと考えております。熱中小のPRと生徒の獲得に観点を置く取組であり、今後はより村内に向けた情報発信となるよう、機構側に働きかけてまいります。

いずれにしても、事業経費の抑制と収入の安定確保を目指し、交付金の終了後も事業が継続できるよう努力するとともに、村民の皆さんの何よりも参加と理解が広がるよう取組んでまいります。

コミュニティ・スクールについて

長
教
育
— 来年度の導入に向け地域のご理解とご協力を得られるよう努める



高木 議員

高木議員 現在、子供たちの環境や学校が抱える課題は複雑化・困難化している現状です。開かれた学校から地域とともにある学校に転換することが求められています。その有効なツールとしてコミュニティ・スクールが推奨されています。

今は、学校とPTAの役員による協議会で、より多くの住民の参画による学校運営を図るもので、基本方針を承認することが必須とされます。更に、多くの意見が学校に届けることが出来る事で、地域や家庭の理解が深まり学校の活性化が期待されることです。しかしながら、子供たちの見守りのスクールガードや人

材バンクなど教育委員会として関わっていますが、停滞感はありません。これから、学校運営協議会を立ち上げて検討されていく事と思いますが、今後の取り組みと推進に向けての基本方針や課題について、教育長の考えをお伺いいたします。

教育長

コミュニティ・スクールとは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、設置が努力義務化された学校運営協議会を設置している学校をさします。教育委員会では、コミュニティ・スクールが形骸化した取り組みにならないよう、「先進地視察」や村内教育関係者で構成された「更別村コミュニティ・スクール推進委員会」の設立、「教職員・PTA関係者」対象の講演会等を開催し、本村に相應しいコミュニティ・スクールのあり方を熟議し、「更別村コミュニティ・スク

ール構想」を策定しました。今年度、この構想に基づき、新たに組織されました「更別村コミュニティ・スクール準備委員会」へ運営マニュアル策定等について諮問を行ったところであります。

ご指摘のとおり、学校運営協議会の権限のひとつとして「校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること」が必須項目として決められています。このため、法に基づいた学校運営にかかわる組織づくりをしなければなりません。

質問にありました、「スクールガード」や「学校支援地域本部」については、その担い手の確保が課題となっており、その活動が広がっていない現状にあるところであります。これら活動は今後、コミュニティ・スクールが取組む活動として再編をしていかなければならないと考えられます。

取組みと推進に向けての基本方針として、中学校区に一つでも良いとされる学校運営協議会を各学校に配置し、地域と綿密な連携を取れる体制をつくり、その上部団体として、更別村全体の連絡調整と活動を推進するコミュニティ・スクール委員会を設置したいと考えております。

又、コミュニティ・スクールは学校の応援団としての側面を持つことから、地域と学校を繋ぐ「コミュニティ・スクール・コーディネーター」を配置し、本件に係わる学校の負担を減らし、学校と地域の連絡調整、活動内容を村民に紹介する広報活動などを進めてまいりたいと思います。

次に地域の体制づくりですが、学校が地域に協力を求めていることに対し、積極的に支援し、更別村の将来を担う子どもたちの教育を学校に任せつくりをすることなく、主体的に教育活動にかかわりをもつことを目的とした「学校の応援団」を結成し、個人、又は企業の皆様が可能範囲において、協力を呼びかけていきたいと思えます。

更別村は予てより、子どもたちの教育に対し、地域の方が非常に熱心に関わりを持っていただいております。この伝統を引き継ぎながら、学校運営の基本方針の策定には地域の方も積極的に加わり、更別村の子どもたちを学校に育ててもらうのではなく、地域がどのような子供に育てたいのかを学校に伝えることが、これからは重要であると考えております。

今後の課題につきましては、まず、この取り組みを地域の方にご理解をいただかなければなりません。これまでもPTA総会などでお話しをさせていたいただきました。これからも、関係者を対象とした講演会を予定しており、いかに地域の方にご理解とご協力をいただかが、今後の課題であると考えております。

コミュニティ・スクールは教育長と校長の指導力が問われる取組みでもあります。今年11月頃に予定されています準備委員会からの答申を受け、この取組みが、本村の地域振興につながるよう実践して参りたいと思えます。

健康増進法改正による対応について

長——望まない受動喫煙をなくすため村民のご協力をいただき適正に対応していく

高木議員

近年、受動喫煙が社会問題となるなか健康増進法の改正がなされ、公共施設の受動喫煙対策が求められました。喫煙者と非喫煙者の双方に配慮した対策が必要です。現在も賛否両論がある中、公

共施設に於ける対策を早急に検討しなければなりません。受動喫煙防止条例を進めている地域においては、喫煙者のモラルの問題ですが禁煙指定

区域外の吸殻等による環境・景観が問題となっている状況です。民間に於いては、経営努力

や方針によって個々に責務を遂行して行く事になりますが、自治体の公共施設についてははっきりとした方向を示すことが重要です。たばこ産業があり、たばこ税がある現状においてどのような対応をするか難しいと思います。今後、村の様々な行事においても影響が出てくるのが予想されます。2019年夏頃には公

共施設に施行予定ですので、検討、調整が必要と思います。健康な村づくり、住みやすい村づくりに向けて受動喫煙防止条例の可否も含め、村長の考えをお伺いします。

村長

この度の健康増進法の一部改正につきましては、望まない受動喫煙の防止を図るため、多くの方が利用する施設等の区分に応じて、施設等の一定の場所を除き、喫煙を禁止するとともに、施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定められたものでございます。

改正の基本的な考え方としては、受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない方がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本的に、望まない受動喫煙をなくすというものです。

また、子どもなど20歳未満の方、患者さんなどは受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底するとともに、望

まない受動喫煙をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定、掲示の義務付けなどの対策を講じるものです。

本村では、これまでも一部の施設を除き、公共施設内での禁煙など、受動喫煙の防止に取り組んでまいりましたが、この度の法改正の趣旨を踏まえ、敷地を含めた公共施設において、望まない受動喫煙をなくすために、一層の取組みを推進してまいりたいと考えています。

学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康

を損なうおそれが高い方が主として利用する施設及び役場庁舎につきましては、屋外の場所の一部のうち、喫煙をすることができるところである旨を記載した標識の掲示その他の受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた喫煙場所を除き禁煙となります。喫煙場所を設置するに当たり講

じなければならぬ必要な措置につきましては、今後整備されることとなる厚生労働省令で示されることとなりますので、喫煙場所を設置するかは厚生労働省令の内容を踏まえ、今後検討することとしております。

その他の施設につきましては、喫煙専用室以外の屋内の場所での喫煙は禁止されることとなりますが、すでに、更別憩の家を除き、施設内での喫煙は禁止しているところですので、憩の家につきましては、施設内に喫煙室を設けておりますが、引き続き施設内で喫煙できるようにするためには、構造及び設備が室外へのたばこの煙の流出を防止するためこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した喫煙専用室に改修する必要があります。

この技術的基準につきましては今後整備される厚生労働省令で示されることとなりますので、その内容を踏まえ、検討することとしています。

いずれにしても、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえつつ、望まない受動喫煙をなくすため、村民の皆様へ十分な周知を図り、ご協力をいただきながら適切に対応してまいりたいと考えています。

なお、健康な村づくり、住みやすい村づくりに向けての受動喫煙防止条例ですが、北海道でも受動喫煙防止条例を議員提案により制定しようとしたが、調整がつかず「受動喫煙ゼロの実現を目指す決議」として決議されました。

本村としても条例制定については今後の道内、管内の動向を見極め判断していきたいと考えております。

また、村といたしましては、特定保健指導や住民向けの講話、広報誌での保健便り、認知症対策などを通じて受動喫煙防止に向けた取り組みを行っているところですので、ご理解をお願いいたします。

委員会レポート

産業文教常任委員会

▼調査事項

農作物の作況について

▼調査期日

8月28日

▼調査結果

調査に当たり、産業課長から概要説明を受け、農業改良普及センターより、気象データを基に6月中旬から7月中旬までの低温、多雨、日照不足が影響して、作物に生育の遅れが生じているとのことでした。

各作物の生育状況については、小麦は収穫が終了しており、粗収量で10俵よりやや少ない状況であり、馬鈴薯等については平年並みの収量が期待でき、豆類については、大豆はダメージが少なく、ある程度順調に推移しているが、小豆については圃場ごとの差が大きく、金時は根腐れ病の発生が見られ、手亡は圃場ごとの差はあるが小豆よりは少ないとのことでした。

甜菜については、初期成育

も良く、順調に推移している。牧草については、1番牧草の収穫遅れが品質の低下、2番牧草の収量減になっている。デントコーンは圃場の差が大きい。

以上の説明を受けた後、農業改良普及センター調査圃場での調査及び村内一円の作況を視察した。

調査の結果、農作物の生育状況は、豆類は圃場により生育不良、根腐れ病の発生が見られた。また、平年より生育が遅れ、着莢数の少ないまま収穫を迎える恐れもある。甜菜については病虫害の発生も少なく大いに期待されるが、デントコーンは、茎も細く生育不良が見られ、今後の粗飼料の確保が心配される。

このような事からも、圃場の排水の必要性、輪作、土づくりの重要性を感じるものでもあります。

これから登熟期を迎える豆類においては、好天に恵まれる事に期待するものである。

議会の仕組みをご紹介します

議会の主な権限

村長や議員から提出された議案や村民の皆様から提出された請願・陳情を審議し、議会の意思を決めることを「議決」と言っています。具体的には、予算を定めたり、条例の制定や改正をすること、施設の使用料・手数料などを決めること、財産の取得・処分を決めること、決算を認めることなどです。

本会議

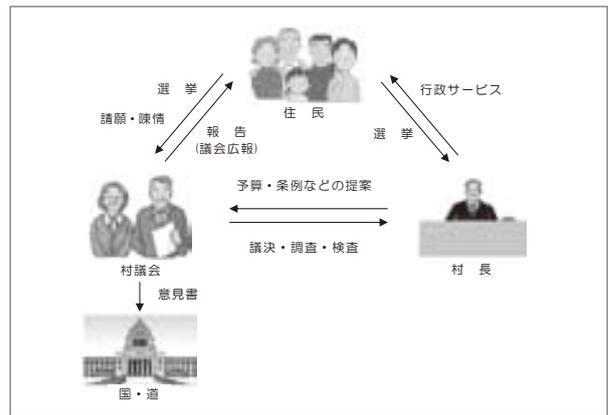
議員が議場に集まって行う会議を本会議と言います。本会議は、議会が意思決定を行なう場で村長の提案に対し、議員は質問を行い、意見を述べ、多数決で可否を決定します。

定例会と臨時会

本会議は、年4回、3月、6月、9月、12月に開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。定例会も臨時会も、村長が招集しますが、臨時会だけは議員が村長に招集を請求することができます。

委員会

議案や請願・陳情などは、最終的には本会議で決定されますが、村政の範囲は広いことから、効率的、専門的に審査・調査するために「委員会」を設置しています。委員会には、「常任委員会」と「特別委員会」があります。また、議会の運営を円滑に行うため、「議会運営委員会」があります。



議長と副議長

議長は、議会の権威と円滑な運営を確保するため、議場の秩序を保持し、議事を整理し、事務局職員の任免や指導監督を行うほか、対外的に議会を代表します。副議長は、議長が病気その他で職務を執行できないとき、議長に代わって職務を行うほか、さまざまな形で議長を補佐しています。

意見書 国、道に対して意見書を提出しました

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備など、さまざまな取り組みを進めてきました。今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年度に創設される、森林環境譲与税（仮称）を活用した、森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化に向けて施策の充実・強化を図ることが必要です。国に対し、林業・木材産業の振興などを図るため、森林整備事業等の財源を十分かつ安定的に確保し、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置の充実・強化を求めるものです。

（提出者）織田 忠司

（賛成者）安村 敏博、太田 綱基、高木 修一
上田 幸彦、村瀬 泰伸、本多 芳宏

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書

北海道教育委員会は、平成18年8月「新たな高校教育に関する指針」を発表し、高校配置計画を進めた結果、道立高校38校が閉校となり、そのうち18校は地域唯一の高校の閉校でした。また、平成30年3月、この指針に代わる「これからの高校づくりに関する指針」を決定しました。これにより高校統廃合が行われれば、実に93校が統廃合の対象となり46%もの高校の存続が脅かされることとなります。小規模校では、地域の特色を生かした教育課程を編成することができます。しかしながら、こうした利点に目を向けずに、高校統廃合をすすめた結果、高校のない地域では、遠距離通学を強いられる生徒を多く生み出しています。北海道の広域性を考えれば、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とすることは、まったく現実的ではありません。今求められるのは、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子どもの学ぶ権利の保障です。北海道及び北海道教育委員会に対し、独自に少人数学級を高校で実施し、機械的の高校統廃合を行わないこと、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から「これからの高校づくりに関する指針」を見直し事を求めるものです。

（提出者）上田 幸彦

（賛成者）本多 芳宏

「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書

一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。こうした地方の動きに後押しされ、国は平成23年度小1で、平成24年度は加配措置で小2の35人学級を実施しました。しかし、それ以後、小3以降の35人学級の前進は6年連続で見送られました。国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減るなど、これらの施策が有効であることが報告されています。35人以下学級の拡充は圧倒的多数の父母・教職員・地域住民の強い願いであり、自治体独自の少人数学級は今年度も確実に前進しています。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って35人以下学級の前進とそのため教職員定数改善をおこなうことが強く求められています。国に対し、国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てることを求めるものです。

（提出者）安村 敏博

（賛成者）上田 幸彦、本多 芳宏

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、「新たな高校教育に関する指針」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。「配置計画」で地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、また、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。道教委は、3月「これからの高校づくりに関する指針」を公表しました。「旧指針」の問題点を一切改めない指針によって、今後も統廃合が進むことは明らかであり、「都市部への一極集中」により地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながります。広大な北海道の実情にそぐわない「新指針」を抜本的に見直し、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。地域の意見・要望を充分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことを求めるものです。

（提出者）高木 修一

（賛成者）織田 忠司、上田 幸彦、本多 芳宏

